

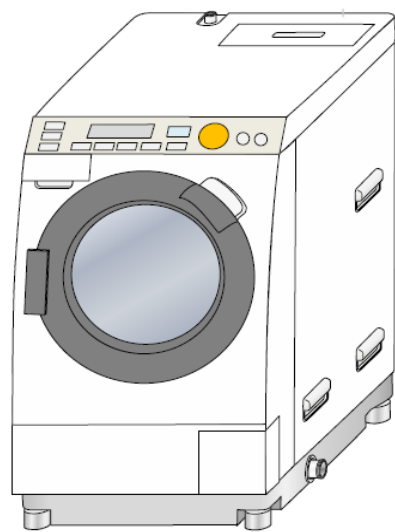
電気用品安全法の技術基準解釈通達（別表第8）の一部改正（電気洗濯機）

- ドラム式電気洗濯機について、近年の事故事例を踏まえ、内側から前面のドアが開けられる構造であることを義務付ける要求事項を追加する。

（平成30年3月19日産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会及び消費経済審議会 製品安全部会 合同会議にて審議）

1. 本改正の背景

- ① 洗濯物を機器の前面から投入する電気洗濯乾燥機、いわゆる、ドラム式電気洗濯機が我が国でも普及しつつあるが、近年、洗濯機に子供が入りドアが閉まった際、内部から開けられないため、死亡にいたる事故が発生している。
- ② このため、電安法基準を改正し、ドラム式電気洗濯機の前面ドアが内側から開けられる構造であることの義務づけを行うもの。



2. 改正の概要

技術基準省令解釈通達の別表第8の2（48）の構造の項に、次の要求事項を追加する。

- 開口寸法が200mmを超え、かつ、ドラム容量が60リットルを超える前面開放扉付きの電気洗濯機の場合、通電していないとき、又は待機モードにあるとき、70Nの力で、閉じた扉を内側から開けられる構造であること。

なお、同様の要求事項は国際規格（IEC）に追加されており、これに準拠したJIS C9335-2-7（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性：電気洗濯機の個別事項）の最新版(2017)も、併せて整合規格として採用する予定。

3. 改正の時期

改正・施行：平成30年5月25日

ただし、この通達の施行の日から1年間は、なお従前の例によることができる。